

外国人のための税務相談会 2020

豊橋市国際交流協会では、外国人のための税務相談会をポルトガル語、スペイン語、英語
タガログ語の通訳付で開催します。



- ① 2019年に年末調整を受けていない方
- ② 転職か、無職になった方
- ③ 扶養家族の申請をしなかった方（扶養家族のために外国へ送金をふくむ）
- ④ 2か所以上の職場から給与をもらった方
- ⑤ 世帯合計一定額以上医療費を支払った方（10万円以上）
- ⑥ 世帯合計で12,000円の以上OTC医薬品を購入された方
- ⑦ 国民健康保険や生命保険に加入していて、控除していない方

と き : 令和2年2月2日、9日（日曜日）10:00~16:00
 場 所 : 豊橋市役所 13F
 通 訳 : ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語
 予 約 : 必ず必要（電話、メール）
 定 員 : (1. 名前(在留カード) 2. 住んでいる市 3. 国籍 4. 電話番号 5. 何年度分 6. 申告内容)
 主 催 : 豊橋市（豊橋市国際交流協会受託）
 共 催 : 東海税理士会豊橋支部
 NPO法人ABT豊橋ブラジル協会、TFA豊橋フィリピン協会

必要な書類は申告の内容により異なります

必要な書類（全員）

1. 源泉徴収票（原本）
2. 在留カード（+両面コピー）
3. マイナンバー（+両面コピー）
4. 銀行の通帳（+コピー）
5. 印鑑

日本の扶養家族

- 家族全員の在留カードとマイナンバー（+両面コピー）

海外の扶養家族（海外送金）

- 出生証明書や結婚証明書（必ず原本で日本語の訳付き）
- 送金依頼書（各扶養）

医療費

- 医療機関発行、OTC 医薬品のレシートや領収書、
（12000円以上）+ 健診等の証明書

医療保険、生命保険

- 国民保険、社会保険、生命保険支払額のわかるもの

住宅ローン控除

- 住宅借入金等特別控除額の計算明細書、住宅ローンの年末残高等証明書

追加資料

予約・問合せ:

豊橋市国際交流協会（豊橋市駅前大通2-33-1開発ビル 3F）

Tel: 080-3635-0783 (10:00~17:00) e-mail: guida@tia.aichi.jp